

# 「データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託」 受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「データに基づく政策形成・課題解決に係る検討委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱(以下「実施要綱」という。)に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、募集要項、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・目的等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務に関する具体的な提案
- (3) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本業務に生かすことのできる過去の実績があるか。
  - (2) 実施方針が的確で、業務説明資料との整合性が取れているか。
  - (3) 本市の市政状況を踏まえ、政策課題を設定する際の視点が的確であり、設定手法が有効なものとなっているか。
  - (4) 政策課題の要因分析、データに基づく主要な要因の推定及びロジックモデルを用いた解決方策の検討を行う際の視点が的確であり、かつ、分析、推定及び検討に係る手法が有効なものとなっているか。また、任意の課題に対する政策形成・課題解決の方策が、具体的かつ実現性の高いものとなっているか。
  - (5) 行政機関の業務執行へ取り入れる際の課題及び解決に向けた視点が、行政機関の課題形成や課題解決の実態を理解した提案となっているか。
  - (6) ワーク・ライフ・バランスに関する取組を進めているか。
- 2 プロポーザルの評価にあたっては、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の集計及び報告
  - (3) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- 委員長 政策局総務課長

副委員長 政策局大都市制度推進課長

委員 政策局政策課データ活用推進等担当課長、総務局行政・情報マネジメント課長、財政局財政課財政担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 委員長は、評価結果を政策局第2入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和元年9月13日から施行する。